

保 安 第 2 1 6 号
令 和 3 年 7 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行について

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）が、令和3年6月16日に公布され、特定商取引に関する法律及び預託等取引に関する法律（改正前は特定商品等の預託等取引契約に関する法律）が改正されるが、改正された特定商取引に関する法律の一部が、同年7月6日から施行された。

今般の法改正の趣旨及び概要等は、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏れのないようにされるとともに、管轄する経済産業局等関係機関と引き続き連携を図られたい。

記

1 改正の趣旨

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対する抜本的な対策強化、新たな日常における社会経済情勢等の変化への対応のため、特定商取引に関する法律・預託等取引に関する法律等の改正による制度改革によって、消費者被害の防止・取引の公正を図る。

2 改正の概要

(1) 特定商取引に関する法律

ア 書面交付に係る規定（同法第4条第2項等）

販売業者又は役務提供事業者（以下、「販売業者等」という。）が、契約締結時等に交付すべき書面の交付に代えて、購入者等の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされた。

イ 業務停止命令及び業務禁止命令に係る規定（同法第8条第2項、第8条の2第1項・第2項等）

主務大臣は、業務の停止を命ずる販売業者等の役員等に対して、業務の禁止を命ずることができるが、その役員等について、改正前は業務の停止を命ずる日前60日以内においてその役員等であった者が対象とされていたが、改正後は業務の停止を命ずる日前1年以内においてその役員等であった者が対象とされた。

また、主務大臣は、業務等の停止を命ずる個人の販売業者等又は業務の禁止を命ずる役員等が、特定関係法人（販売業者等又はその役員等が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人）において、当該停止又は禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行っているとき、当該販売業者等又は当

該役員等に対して、当該停止又は禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行っている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができることとされた。

ウ 契約の申込みの撤回等に係る規定（同法第9条第1項等）

申込者等が、契約の申込みの撤回等を、書面により行うことに加え、電磁的記録により行うこともできることとされた。

エ 通信販売に係る広告に表示すべき事項の追加（同法第11条第4号、第5号）

販売業者等が、通信販売をする場合の販売条件等の広告をするときに、その広告に表示すべき事項について、契約に係る申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容並びに役務提供契約の申込みの撤回等に関する事項が追加された。

オ 通信販売に係る特定申込みを受ける際の表示（同法第12条の6）

販売業者等が、通信販売に関して、当該販売業者等若しくはそれらの委託を受けた者の定める様式の書面により顧客が行う契約の申込み、又は、販売業者等が電子情報処理組織を使用する方法等により、顧客の電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う契約の申込み（以下、「特定申込み」という。）を受けける場合には、当該特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面において、一定の事項（商品等の分量及び同法第11条第1号から第5号までに掲げる事項）を表示しなければならないこととされた。

この規定に違反して、一定の事項について表示をせず、又は不実の表示をした者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。（同法第70条第2号）

また、一定の事項について、人を誤認させる表示をすることも禁止され、この規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処することとされた。（同法第72条第1項第4号）

カ 通信販売に係る契約の申込みの撤回等に関する事項等についての不実の告知の禁止（同法第13条の2）

販売業者等が、通信販売に係る契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該契約の申込みの撤回又は解除に関する事項等について、不実のことを告げる行為が禁止された。

この規定に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。（同法第70条第1号）

キ 売買契約に基づかないで送付された商品に係る規定（同法第59条第1項、第59条の2）

売買契約に基づかないで送付した商品について、改正前は、販売業者は、商品の送付があった日から14日間（送付を受けた者が商品の引取りを請求した場合は請求の日から7日間）経過するまでに、その商品の引取りをしないときは、その商品の返還を請求することができなくなることとされていたが、改正後は、その期間が撤廃され、販売業者は直ちにその商品の返還を請求することができないこととされた。

また、売買契約の成立を偽ってその売買契約に係る商品を送付した場合も同様

に、販売業者等はその商品の返還請求をすることができないこととされた。

(2) 預託等取引に関する法律

ア 規制対象の拡大（同法第2条第1項）

法の規制対象は、物品と権利に分かれる。

(ア) 物品

物品は、改正前は、貴金属等の政令で指定された物品（特定商品）のみが規制対象とされていたが、改正後は、全ての物品が規制対象とされた。これに伴い、法律の名称も「預託等取引に関する法律」に変更された。

(イ) 権利

権利は、改正前は、ゴルフ場を利用する権利等の政令で指定された施設利用権のみが規制対象とされていたが、改正後は、施設利用権に加えて、物品の利用に関する権利及び引渡請求権その他これに類する権利（以下、「特定権利」という。）も規制対象とされた。

イ 書面交付に係る規定（同法第3条第3項）

預託等取引業者が、預託等取引契約の締結時等に交付すべき書面の交付に代えて、預託者等の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされた。

ウ 威迫困惑行為の禁止（同法第4条第2項）

預託等取引業者又は勧誘者（以下、「預託等取引業者等」という。）は、預託等取引契約の締結若しくは更新について勧誘をするに際し、又は預託等取引契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させることが禁止された。

この規定に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。（同法第33条第1号）

エ 預託等取引契約の解除等に係る規定（同法第7条）

預託者が、預託等取引契約の解除等を、書面により行うことに加え、電磁的記録により行うことができることとされた。

オ 販売を伴う預託等取引の禁止（同法第9条第1項、第14条第1項、第2項）

内閣総理大臣の確認を受けた場合を除き、預託等取引業者等による、自己又は密接関係者が販売する物品又は特定権利（以下、「物品等」という。）に係る売買契約（当該物品等を預託等取引契約の対象とするものに限る。）及び当該物品等を対象とする預託等取引契約について、その勧誘等及び締結又は更新をすることが禁止された。

また、偽りその他不正の手段により、内閣総理大臣の確認を受けることも禁止された。

これらの規定に違反した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。（同法第32条第1号から第3号）

カ 販売を伴う預託等取引に係る契約の効力等の規定（同法第14条第3項、第17条第1項、第2項）

内閣総理大臣の確認を受けずに締結した売買契約及び預託等取引契約（更新を含む）はその効力は生じないものとされた。

預託者が預託等取引契約の解除を行った場合には、現に効力を有する当該預託

等取引契約の対象とする物品等に係る売買契約(契約の締結の確認を受けた上で、当該確認の日以後に締結されたものに限る。)についても解除されたものとみなすこととされた。

キ 行政処分に係る規定(同法第19条から第21条)

内閣総理大臣が預託等取引業者に対して取引の停止を命ずることができる期間の上限が1年から2年とされた。

また、内閣総理大臣は、預託等取引業者に対して預託等取引の停止を命ずる場合において、当該預託等取引業者の役員等に対して、預託等取引に係る業務を新たに開始することの禁止を命ずることができることとされた。

この命令に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。(同法第33条第2号)

ク 罰則の強化(同法第33条、第35条)

従来から処罰対象であった取引停止命令違反、不当な勧誘等(不実の告知、故意の事実不告知)及び書面交付義務違反等の罰則が強化された。

預託等取引に関する法律の罰則 新旧対照表

違反態様 (()内は新預託法の条項)	改正前		改正後		
	個人	両罰規定	個人	両罰規定	
販売を伴う預託等取引契約の勧誘等 (第9条第1項)	(新設)		5年以下の懲役、500万円以下の罰金(併科あり) (第32条第1号)	5億円以下の罰金(第38条第1項第1号)	
販売を伴う預託等取引契約の締結等 (第14条第1項)			5年以下の懲役、500万円以下の罰金(併科あり) (第32条第2号)		
不正の手段による確認 (第9条第1項、第14条第2項)			5年以下の懲役、500万円以下の罰金(併科あり) (第32条第3号)		
不当な勧誘等(威迫困惑) (第4条第2項)			3年以下の懲役、300万円以下の罰金(併科あり) (第33条第1号)		1億円以下の罰金(第38条第1項第3号)
業務禁止命令違反 (第20条第1項、第2項)			3年以下の懲役、300万円以下の罰金(併科あり) (第33条第2号)		3億円以下の罰金(第38条第1項第2号)
取引停止命令違反 (第19条第1項)	2年以下の懲役、100万円以下の罰金 (第14条第2号)	100万円以下の罰金 (第17条)	3年以下の懲役、300万円以下の罰金(併科あり) (第33条第1号)	1億円以下の罰金(第38条第1項第3号)	
不当な勧誘等(不実の告知、故意の事実不告知) (第4条第1項)	2年以下の懲役、100万円以下の罰金 (第14条第1号)		6月以下の懲役、100万円以下の罰金(併科あり) (第35条第1号)	100万円以下の罰金 (第38条第1項第4号)	
書面の交付義務違反(書面不交付、虚偽書面交付、不備書面交付) (第3条第1項、第2項)	50万円以下の罰金 (第15条)	50万円以下の罰金 (第17条)			

3 施行日

- (1) 前記「売買契約に基づかないで送付された商品に係る規定」
令和3年7月6日
- (2) 前記「書面交付に係る規定」
公布の日（令和3年6月16日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- (3) その他の規定
公布の日（令和3年6月16日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

4 添付資料

資料1 官報の写し

資料2 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の概要

資料3 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律

資料4 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の新旧対照表

資料5 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の要綱

を添付する。

担当：保安課指導係

※ 資料1、3～5添付省略